第十三条の四第二号を削り、同条第三号中「第三十三条第一項」の下に「又は第三項」を加え、「リ及びヌ」を「ヌ及びヲ」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号を削る。

第十四条第七号を削る。

第十五条中「第三十三条の三」を「第三十三条の三第二項」に、「第三十三条の三第一項本文」を「第三十三条の三第一項本文」に改め、同条の次に次の七条を加える。

第十五条の二　法第三十三条の四の厚生労働省令で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　次のイからホまでに掲げる者であつて、精神障害者に関する当該イからホまでに定める業務に従事した経験を有するもの

イ　保健師　保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第二条に規定する業務

ロ　看護師　保健師助産師看護師法第五条に規定する業務

ハ　准看護師　保健師助産師看護師法第六条に規定する業務

ニ　作業療法士　理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第百三十七号）第二条第四項に規定する業務

ホ　社会福祉士　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第二条第一項に規定する業務

二　前号に掲げる者以外の者で、三年以上、精神障害者及びその家族等からの精神障害者の退院後の生活環境に関する相談及びこれらの者に対する指導についての実務に従事した経験を有するもの

第十五条の三　法第三十三条の四の規定による退院後生活環境相談員の選任は、法第三十三条第一項又は第三項の規定による措置が採られた日から七日以内に行わなければならない。

第十五条の四　医療保護入院者（法第三十三条の二に規定する医療保護入院者をいう。以下同じ。）を入院させている精神科病院の管理者は、法第三十三条の五に規定する地域援助事業者（第十五条の七第三項第二号において「地域支援事業者」という。）を紹介するに当たつては、当該地域援助事業者の連絡先を記載した書面を交付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

第十五条の五　法第三十三条の五の厚生労働省令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。

一　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十六項に規定する一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者

二　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第十一項に規定する特定施設入居者生活介護を行う者

三　介護保険法第八条第十八項に規定する小規模多機能型居宅介護を行う者（介護支援専門員（同法第七条第五項に規定する介護支援専門員をいう。以下同じ。）を有するものに限る。）

四　介護保険法第八条第十九項に規定する認知症対応型共同生活介護を行う者（介護支援専門員を有するものに限る。）

五　介護保険法第八条第二十項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護を行う者

六　介護保険法第八条第二十一項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う者

七　介護保険法第八条第二十二項に規定する複合型サービスを行う者

八　介護保険法第八条第二十三項に規定する居宅介護支援事業を行う者

九　介護保険法第八条第二十六項に規定する介護福祉施設サービスを行う者

十　介護保険法第八条第二十七項に規定する介護保健施設サービスを行う者

十一　介護保険法第八条の二第十一項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護を行う者

十二　介護保険法第八条の二第十六項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護を行う者

十三　介護保険法第八条の二第十七項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護を行う者（介護支援専門員を有するものに限る。）

十四　介護保険法第八条の二第十八項に規定する介護予防支援事業を行う者（介護支援専門員を有するものに限る。）

十五　健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養施設サービスを行う者

第十五条の六　精神科病院の管理者は、入院期間が一年未満である医療保護入院者の第十三条の四第一号トに規定する推定される入院期間又は次項に規定する入院期間が経過するごとに、当該医療保護入院者の入院を継続する必要があるかどうかの審議を行うため、医療保護入院者退院支援委員会（以下「委員会」という。）を開催しなければならない。

2　委員会は、前項の規定による審議の結果、当該審議に係る医療保護入院者の入院を継続する必要があると認めるときは、委員会が開催された日から当該医療保護入院者の退院までに必要と認められる入院期間（次項に規定する場合を除き、当該医療保護入院者の入院の日から一年未満の範囲内の期間に限る。）及び退院に向けた取組の方針を定めなければならない。

3　委員会は、第一項の規定による審議の結果、当該審議に係る医療保護入院者の医療及び保護のため当該医療保護入院者の入院の日から一年以上入院を継続する必要があると認めるときは、第二項に規定する入院期間として、当該入院の日から一年以上の期間を定めることができる。

4　第一項及び第二項の規定は、前項の規定による入院期間を定められた医療保護入院者に係る入院期間の経過について準用する。この場合において、第一項中「入院期間が一年未満である医療保護入院者」とあるのは「医療保護入院者」と、「第十三条の四第一号トに規定する推定される入院期間又は次項に規定する入院期間が経過するごとに」とあるのは「次項に規定する入院期間が経過するごとに」と、「医療保護入院者退院支援委員会（以下「委員会」という。）を開催しなければならない」とあるのは「医療保護入院者退院支援委員会を開催することができる」と、第二項中「入院期間（次項に規定する場合を除き、当該医療保護入院者の入院の日から一年未満の範囲内の期間に限る。）」とあるのは「入院期間」と読み替えるものとする。

5　精神科病院の管理者は、第一項の規定による審議の結果を当該審議に係る医療保護入院者及び同条第三項各号に掲げる者（同項の規定による通知を受けた者に限る。）に通知しなければならない。

第十五条の七　委員会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一　委員会の審議に係る医療保護入院者の主治医（当該主治医が指定医でない場合は、当該主治医及び当該医療保護入院者が入院している精神科病院に勤務する指定医）

二　当該医療保護入院者が入院している精神科病院に勤務する看護師又は准看護師

三　当該医療保護入院者について法第三十三条の四の規定により選任された退院後生活環境相談員（第二十条第一項第六号において「退院後生活環境相談員」という。）

四　前三号に掲げる者以外の当該精神科病院の職員で、当該精神科病院の管理者から出席を求められたもの

2　精神科病院の管理者は、委員会の審議に係る医療保護入院者が委員会の構成員となることを希望するときは、委員会に、当該医療保護入院者を構成員として加えるものとする。この場合において、当該医療保護入院者は、委員会に出席し、又は書面により意見を述べることができる。

3　精神科病院の管理者は、委員会の審議に係る医療保護入院者が次の各号に掲げる者を委員会の構成員とすることを希望するときは、あらかじめ、その旨をこれらの者に対し書面により通知するものとし、当該通知を受けた者が委員会の構成員となることを希望するときは、委員会に、当該希望する者を構成員として加えるものとする。この場合において、当該希望する者は、委員会に出席し、又は書面により意見を述べることができる。

一　委員会の審議に係る医療保護入院者の家族等

二　地域援助事業者その他の当該医療保護入院者の退院後の生活環境に関わる者